

事業名 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費の債権管理

担当課：教育庁 教育振興室高等学校課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																																										
<p>1 制度の概要</p> <p>(1) 府内の勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、公立高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対し、修学奨励のための資金を貸与する。</p> <p>(2) 修学奨励費の貸与の対象となる者（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> 35歳未満の者。 修学生及び同居家族の市町村民税所得割の合計額が51,300円未満の者。 原則として年間120日以上勤務している者。 <p>(3) 貸与月額9,000円（年額108,000円）、期間48月以内。</p> <table border="1" data-bbox="249 758 946 842"> <tr> <td>貸与状況 (平成24年度)</td> <td>貸与金額(円)</td> <td>貸与者数(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,453,000</td> <td>115</td> </tr> </table> <p>(4) 保証人は2人とし、1人は法定代理人を、他の1人は独立して生計を営む成年者で保証能力を有する者を充てること。</p> <p>(5) 修学生は、卒業・転勤・死亡等した場合は、返還債務の全部又は一部が免除される。</p> <p>2 債権管理について</p> <p>(1) 平成23年9月28日府監査委員意見 債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間未実施、所在不明者等の状況把握が不十分、不納欠損処理が未実施。</p> <p>(2) 債権管理に係る自己検査 【府財務規則第95条の2】 債権管理者（部局長等）は債権の管理に関する事務につき毎年度2回以上検査を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目 債権管理簿の点検・更新、債務者の状況確認、督促状の送付、定期的な催告の実施、時効管理の確認 <p>※検査は、実務上、所属長（教育振興室長）が実施。</p>	貸与状況 (平成24年度)	貸与金額(円)	貸与者数(人)		12,453,000	115	<p>1 制度上の問題点</p> <p>(1) 学年費・教材費等の学校徴収金の滞納状況について、確認することとなっていないため、負担すべき経費の滞納者に対しても貸与される制度となっている。</p> <p>(2) 本奨励費は貸与されるものであり返還が原則であるが、制度の案内や申請書に、卒業しなければ返還の義務が生じる、ことについての記載がない。</p> <p>(3) 「保証承諾書」に記載させる連帯保証人2人については、印鑑証明書や保証能力を有する者であることが確認できる書類を提出するようになっておらず、電話番号の記載欄もない。 連帯保証人であるにもかかわらず、要綱上、保証人と連帯保証人の名称が混在している。</p> <p>2 滞納債権の管理が不十分 (平成25年6月1日現在)</p> <p>(1) 債権の状況</p> <table border="1" data-bbox="1181 957 2006 1241"> <thead> <tr> <th>住民票調査</th> <th>住所</th> <th>催告</th> <th>その他</th> <th>人</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>判明</td> <td>○</td> <td>催告実施中</td> <td>47</td> <td>7,222,600</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>判明</td> <td>×</td> <td>債権額精査中</td> <td>5</td> <td>806,000</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>不明</td> <td>×</td> <td>債権放棄予定</td> <td>6</td> <td>858,000</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>判明</td> <td>×</td> <td>郵送返送</td> <td>2</td> <td>216,000</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不明</td> <td>×</td> <td>債権管理簿無</td> <td>101</td> <td>6,207,900</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td>161</td> <td>15,310,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 101人（6,207,900円）については、住民票調査が未実施のまま放置され、府財務規則で定められた「債権管理簿」も未作成であった。</p> <table border="1" data-bbox="1181 1356 2006 1478"> <tr> <td rowspan="3">101人の内訳</td> <td>氏名と住所を把握</td> <td>44人</td> <td>2,814,900円</td> </tr> <tr> <td>氏名のみ把握</td> <td>50人</td> <td>3,165,000円</td> </tr> <tr> <td>氏名と住所とも未把握</td> <td>7人</td> <td>228,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 平成24年6月29日と11月29日に債権管理に係る自己検査を実施しているが、全ての項目に問題なしとしてチェックがされ、検査結果を「概ね適正に管理できている」と事実とは異なる自己検査報告書が作成されていた。</p>	住民票調査	住所	催告	その他	人	円	○	判明	○	催告実施中	47	7,222,600	○	判明	×	債権額精査中	5	806,000	○	不明	×	債権放棄予定	6	858,000	○	判明	×	郵送返送	2	216,000	×	不明	×	債権管理簿無	101	6,207,900	合 計				161	15,310,500	101人の内訳	氏名と住所を把握	44人	2,814,900円	氏名のみ把握	50人	3,165,000円	氏名と住所とも未把握	7人	228,000円	<p>1 制度について</p> <p>(1) 学校徴収金の滞納者と誠実に納付してきた者との公平性の観点から問題がある。</p> <p>(2) 本奨励費は貸与制度であることを担当課として認識が不十分である。 十分な周知が行われていないため、被貸与者が借入金である認識が希薄であり滞納を増やす可能性がある。</p> <p>(3) 保証能力を有しない者を連帯保証人としており可能性があり、電話番号が不明なため連絡もできないことから、連帯保証人として十分機能していない。</p> <p>2 債権管理について</p> <p>(1) 平成23年度に委員意見を付しているにもかかわらず、債権管理や回収に対する担当者の取組、組織マネジメントが不十分である。</p> <p>(2) 債権管理に係る自己検査を適正に行っていれば、その時点で是正する機会があったにもかかわらず、形式的な検査で事実とは異なる自己検査報告書が作成されたのは問題である。検査者である教育振興室長及び教育委員会の債権管理に対する取組姿勢が不十分である。</p>
貸与状況 (平成24年度)	貸与金額(円)	貸与者数(人)																																																										
	12,453,000	115																																																										
住民票調査	住所	催告	その他	人	円																																																							
○	判明	○	催告実施中	47	7,222,600																																																							
○	判明	×	債権額精査中	5	806,000																																																							
○	不明	×	債権放棄予定	6	858,000																																																							
○	判明	×	郵送返送	2	216,000																																																							
×	不明	×	債権管理簿無	101	6,207,900																																																							
合 計				161	15,310,500																																																							
101人の内訳	氏名と住所を把握	44人	2,814,900円																																																									
	氏名のみ把握	50人	3,165,000円																																																									
	氏名と住所とも未把握	7人	228,000円																																																									
教育庁の見解																																																												
<p>1 貸与時の十分な周知や保証人の連絡先を確認するなど、滞納対策について、より積極的な措置が必要と認識。</p> <p>2 一方で、本事業は、経済的困窮状況にある方の支援を目的とするとともに、卒業すれば免除規定により償還免除となるため実質的には給付事業である。このため、保証人の返済能力の確認を加えるなどについては、実質的な申請条件の引き上げ等につながらないよう、慎重な運用が必要であると考えている。</p>																																																												

委員意見

本奨励費は貸与であることを再認識するとともに、要綱改正や事務執行のあり方の見直しを行い、次の事項について取り組まれない。

- (1) 学校徴収金の納付状況を貸与決定時や貸与期間中にチェックし、滞納者には貸与の制限や納入指導の強化を図る。
- (2) 返還免除は卒業が要件であることについて、制度の案内や申請書に明確に記載する。
- (3) 連帯保証人について、印鑑証明書及び要綱で求めている「保証能力」を確認できる書類（例えば源泉徴収票・所得証明書など）を提出させるようにする。
- (4) 連帯保証人の電話番号を記載する様式に改善する。
- (5) 所在不明者の住民票調査を行うなど、その状況把握に努め、返還を促す。
- (6) 債権管理簿を早急に整備し、厳正な債権管理事務を行う。

措置の内容

- (1) 学校徴収金の納入指導の強化については、毎年8月に実施している学校事務担当者への説明会において、貸与を受けた者が学校徴収金等を滞納したまま卒業しないよう、申請時に学校から申請者に指導いただくよう口頭で依頼するとともに、学校担当者向け「事務の手引き」にその旨を明記した。また、申請者向けの「申請案内（チラシ）」にも、「貸与を受けた方は、学校徴収金等を滞納することがないようにご注意ください。」と明記した。
- (2) 卒業が返還免除の要件であることを、申請案内（チラシ）に明記した。
- (3) 平成30年度に貸与要綱を改正し、貸与決定後に連帯保証人から「連帯保証に関する確認書（様式第4号）」を徴することとし、「私には保証能力があること。」の申告を求めることとした。
- (4) 「誓約書及び保証承諾書（様式第3号）」に、連帯保証人2名それぞれの電話番号記載欄を設けた。
- (5) 所在不明者の住民票調査を実施し、所在・財産とも不明な者については、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条第2項第3号又は第3項の規定を適用し、平成29年度までに全て債権放棄した。これにより所在不明者は0人になった。
また、住民票調査により所在が確認できた債務者に対しては催告を実施しており、平成30年度から連帯保証人に対する催告を開始した。
平成30年5月31日現在の債務者数は49人、債権額は6,186,400円。
- (6) 債権管理簿が未作成であった101人のうち、氏名・住所とも未把握の7人（所在・財産不明のため、平成29年度に債権放棄済）を除く94人について債権管理簿を作成した。
また、毎年度の貸与決定時に必ず「貸付台帳」を作成し、返還を要することとなった時点で当該債務者の同台帳を債権管理簿として、交渉経過等を記録する大阪府財務規則運用様式第77号その2の付表と併せて管理するよう徹底し、債権管理事務を適正かつ効率的に推進している。